

## 平成14年度 第1回 北九州市国民健康保険運営協議会 協議内容(要旨)

1 日 時 平成14年8月28日(水) 14:00～15:15

2 場 所 市庁舎5階「特別会議室A」

### 3 出席委員

迎会長、石原副会長、濱崎委員、福田(喜)委員、富重委員、脇山委員、久我委員、加藤委員、中村委員、白石委員、今井委員、齋藤委員、橋本委員、藤田委員、芳野委員、黒岩委員、中野委員、大庭委員、福田(信)委員、民谷委員、井上委員(21名)

### 4 欠席委員

山下委員、松前委員(2名)

### 5 協議会の効力

「北九州市国民健康保険運営協議会規則」第6条の規定により委員定数(23名)の過半数以上の出席のため、協議会は成立した。

### 6 事務局出席者

山口保健福祉局長、新庄理事、沖保健医療部長、植田保険年金課長

### 7 議題等

- (1)平成13年度国民健康保険特別会計決算(案)について
- (2)北九州市国民健康保険条例の改正について
- (3)報告事項…運営協議会の公開等について

### 8 協議内容(要旨)

議案1 平成13年度国民健康保険特別会計決算(案)について

#### 事務局説明要旨

- ・ 歳入総額 91,520,898 千円、歳出総額 90,726,603 千円で形式収支は、794,295 千円の黒字であるが、前年度からの繰越金 1,353,423 千円を除く単年度収支は 559,128 千円の赤字となっている。
- ・ 被保険者数は依然と2%台の伸びであり、特に老人保健対象者の伸び

が大きい。

- ・ 1人当りの医療費は政令市の中で最も高く、一方、被保険者1人当りの保険料は最下位となっている。
- ・ 保険料収納率は12年度から0.15%低下し、94.71%であるが、依然として政令市の中では1位を維持している。

## 質 疑

(問) 収納率が、昨年に比べ低下した理由は何か。

(答) 被保険者数は年間1万人程度増えている。その多くはリストラ等により、社保から国保に加入した方で、所得水準が低いため支払が困難な世帯が増えたことと、また、平成13年10月から介護保険第1号被保険者が保険料全額負担になったことにより、世帯として、負担が大きくなったことが主な要因と考えている。

### 議題2 北九州市国民健康保険条例の改正(案)について

#### 事務局説明要旨

- ・ 健康保険法等の一部改正に伴い「北九州市国民健康保険条例」の一部負担金の条項を改正するもの。
- ・ 平成14年10月1日施行分としては、3歳未満の乳幼児の自己負担割合を2割、70歳以上の自己負担割合を1割(一定以上所得者2割)に変更する。
- ・ 平成15年4月1日施行分としては、前記以外で、退職被保険者及びその被扶養者の自己負担割合を3割に統一する。

## 質 疑

(問) 今回の条例改正は健康保険法等の制度改正に伴うものであるが、その制度改正の目的は何か。

(答) 先ず始めに、被用者保険の給付割合を現行8割の部分もすべて7割に合わせるというものであり、これは、将来に向けた制度の一本化の素地を作ることが大きなねらいである。

次に少子化対策の観点から3歳未満の乳幼児について、支給割合を8割に統一することにより、家計の負担を軽減しようとする見直しを行った。

さらに、70歳以上の高齢者については、本人の負担は一律(1割又は2

割)としながらも、75歳以上の老人保健対象における公費負担を段階的に3割から5割に引き上げることとした。これは、国・県・市の負担を強めることにより、各保険者の負担を軽減しようとする目的からである。

(問) 老人保健法の改正に伴い、74歳まで国保対象となることの財政負担への影響は。

(答) 国保で9割負担する対象者が1歳分ずつ増えることで、国保の負担が大きくなる。しかしながら、一方で高額療養制度の見直し、老人加入率の撤廃に加え、それぞれの保険者が負担する老人保健拠出金が減少することなどにより、現在の試算では、全体として大きな影響はないと思う。

(問) 一定以上の所得基準について情報はないか。

(答) 所得判定基準について、国は所得ベースで124万円以上を考えているようで、夫婦2人の収入ベースでは630万円くらいのところで政令を準備しているようだ。

## 上記の2件の議題について承認の議決

報告事項 運営協議会の公開について

### 事務局説明要旨

- ・ 本国民運営協議会に対し会議の公開、議事・会議録の公開、被保険者代表の公募等の情報公開を求める要望があっていることを報告した。併せて、本市における会議等の公開に関する規定及び現状について説明した。

### 取り扱い

公開については様々な課題があり、協議会として慎重に議論する必要があるため、次回の協議会(平成15年2月予定)で改めて協議することで一致した。

なお、「会議の要旨について、今回の協議会以降、市のホームページ等に掲載する。」件については、全会一致で承認された。